

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により、農用地利用集積等促進計画（以下「計画書」という。）を認可したため、同法第18条第7項の規定により公告し、計画書を次のとおり縦覧に供します。

令和7年9月30日

京都市長 松井 孝治

1 縦覧期間

令和7年10月1日から、各計画書に記載された存続期間満了の日まで備え置くこととする（ただし、土曜日、日曜日、祝日等「京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」第4条により本市において「休日」と規定される日は除く。）。

2 縦覧時間

午前8時45分から午後5時30分まで（ただし、正午から午後1時までは除く。）

3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局農林振興室

（産業観光局農林振興室）